

2. 授業料や奨学金について

2-1

授業料等の納入

入学料及び授業料は、入学年度や学生等の種別によって金額等が異なりますので、それぞれの金額を納入してください。納入先は財務企画課です。

◆金額は年度により改定されることがありますので、在学中に授業料の改定があった場合は、改訂後の授業料を支払ってください。

1. 学部学生・大学院生

入学料…282,000円

◎特別な事由がある場合は、免除・徴収猶予等が許可される場合があります。

授業料…前期 267,900円 (納入期限 4月末日まで)

後期 267,900円 (納入期限 10月末日まで)

◎経済的理由により納入が困難であり、学業が優秀と認められる場合は、申請により免除・徴収猶予等が許可される場合があります。

2. 学部研究生・大学院研究生

入学料…84,600円

納入期限 4月入学者：3月末日まで
10月入学者：9月末日まで

授業料…356,400円

納入期限 4月～6月分 (89,100円)：4月末日まで
7月～9月分 (89,100円)：7月末日まで
10月～12月分 (89,100円)：10月末日まで
1月～3月分 (89,100円)：1月末日まで



3. 科目等履修生

にゅうがくりょう えん
入学料…28,200円

のうにゅう きげん がつにゅうがくしゃ がつまつじつ
納入期限 4月入学者：3月末日まで
がつにゅうがくしゃ がつまつじつ
10月入学者：9月末日まで

じゅぎょうりょう えん たん い あ
授業料…14,800円（1単位あたり）

のうにゅう きげん がつにゅうがくしゃ がつまつじつ
納入期限 4月入学者：4月末日まで
がつにゅうがくしゃ がつまつじつ
10月入学者：10月末日まで

2-2

授業料免除

がくぶ だいがくいん せんこう か ざいがく もの じゅぎょうりょうめんじょ しんせい
学部・大学院・専攻科に在学する者は、授業料免除の申請をすることができます。申請しても免除
にならないことも多くありますので、半額免除又は不許可の場合に備えて納入の準備をしてください。

1. 授業料免除の申請手続きについて

うけつけ きかん ぜん き がつじょうじゆん
☆受付期間 前期 3月上旬
こう き がつじょうじゆん
後期 9月上旬

しんせいしよるいはい ふ きかん うけつけ きかん しょうさい がくせい かい けい じ ばん ほんがく つうち
申請書類配布期間・受付期間の詳細は、学生センター1階の掲示板および本学ホームページで通知
します。

2. 授業料免除の決定について

ぜん き がつ げ じゆん よてい
前期 6月下旬予定
こう き がつじょうじゆん よてい
後期 12月上旬予定

けんきゅうせい か もくとう り しゅうせい にゅうがくりょうおよ じゅぎょうりょうめんじょ そ ち
◆研究生、科目等履修生は、入学料及び授業料免除措置はありません。

がくせい し えん か
くわしくは、学生支援課でたずねてください。

がくせい し えん か ばしよ き さい
(学生支援課の場所は40ページに記載しています。)

2-3

奨学金

奨学金の募集については掲示版でお知らせしますので、希望者は必ず掲示版を確認してください。以下に例年募集のある主なものを掲載します。その他の団体からの募集については、その都度お知らせします。

1. 各種団体の奨学金

奨学金名	金額	対象学生	募集時期
吉川育英会	50,000円/月	学部3年以上・大学院生	4月上旬
金澤記念育英財団	学部30,000円/月 大学院50,000円/月	学部生・大学院生	3月中旬
椎木正和記念アジア留学生奨学基金	50,000円/月	大学院生	4月上旬
学習奨励費	48,000円/月	学部生・大学院生・ 研究生（大学院レベル）	4月中旬
(財)ロータリー米山記念奨学会	10万円、14万円/月	学部3年以上・大学院生	9月上旬
平和中島財団外国人留学生奨学金	10万円/月	学部生・大学院生	9月上旬
(財)アシュラン国際奨学財団	10万円/月	学部2年以上・大学院生	1月下旬

2. 文部科学省奨学金（研究留学生及び学部留学生）

研究留学生…大学院生対象の奨学金。12～1月頃に募集を行う。

奨学金：月額 144,000円 授業料：免除

学部留学生…学部4年生対象。募集は3年生の9月～10月頃行う。（募集がない年もあります。）

奨学金：月額 117,000円 授業料：免除

◆日本学生支援機構の奨学生（日本人対象）については、外国人留学生には申込資格がありません。



3. 奨学金応募の注意点

- ① 1つの奨学金に応募した者は、他の奨学金に応募することはできません。
- ② 前年度に奨学金をもらっていても応募できます。
- ③ 代理の者による応募の受付は、一切できません。

4. 推薦者の決定

応募者の中から、各奨学金の選考基準及び福岡教育大学奨学金推薦基準に基づき、学内委員会において公正かつ慎重に審議のうえ、推薦が決まります。

5. 結果発表

応募の結果については、本人宛に通知します。ただし、不採用の理由等の問い合わせには一切応じません。

6. 受給決定後の注意点

- ① 奨学金の受給が決定しても、その後、当該奨学金の要項に定める取り消しの項目に該当することがおきた場合、受給を取り消すことがあります。
- ② 奨学金の要項に定める義務（定期報告等）を怠り、改善の見込みがない場合、年度途中においても奨学金受給を取り消すことがあります。

2-4

外国人留学生後援会

福岡教育大学外国人留学生後援会は、不測の事態に遭った留学生および留学生の保証人となった教職員の支援を行うことを目的に設立されました。

留学生に対し、給付・貸付の業務を行います。

1. 留学生へ資金を給付する場合（給付限度額5万円）

- 健康保険の効かない高額の治療措置を受けた場合。また、入院・通院治療費等が当該留学生にとって大きな負担となる場合。
- 地震・風水害等の自然災害に遭い、生活が困難となった場合。
- 火災・盗難等の被害に遭い、生活が困難となった場合。
- 当該留学生の主たる学費・生活費支弁者の死亡・事故等により、生活が困難となった場合。
- その他、必要とされる場合。

2. 留学生へ資金を貸し付ける場合（貸付限度額10万円・返済6ヶ月以内）

- 健康保険の効く疾病について治療措置を受けた場合に、その医療費が高額であるために、保険料が払い込まれるまでの当座の支払いが困難である場合。
その他、上記1の(2)(3)(4)(5)で、なんらかの保険等によって費用が支弁される場合であっても、当座にまとまった費用が必要であり、当該留学生にとってその支払いが困難である場合。
- たとえば親族の死亡・危篤といった一時的帰国を要する緊急不測の場合に、当座の帰国旅費の支出が困難である場合。
- その他、必要とされる場合。

上記の理由により給付又は貸付を必要とする留学生は、指導教員又は本学の教職員を経由して「外国人留学生後援会補助金申請書」に申請理由を証明できる書類等を添付の上、連携推進課に提出してください。役員会にて審議の上、給付または貸付を行います。なお、「外国人留学生後援会補助金申請書」は、連携推進課にあります。